

令和3年度から令和5年度の介護保険料（年額）

保険料 段階区分	国の基準	所得等の条件	年間保険料額
第1段階 《基準額》 ×0.30 (注)	第1段階 《基準額》 ×0.50	○生活保護を受給している方 ○本人及び世帯員全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	20,810円 (注)
第2段階 ×0.50 (注)	第2段階 ×0.75	○本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階に該当せず、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	34,690円 (注)
第3段階 ×0.70 (注)	第3段階 ×0.75	○本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の方	48,560円 (注)
第4段階 ×0.90	第4段階 ×0.90	○本人が市民税非課税かつ世帯の中に市民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	62,440円
第5段階 ×1.00	第5段階 ×1.00	○本人が市民税非課税かつ世帯の中に市民税課税者がいる方で、第4段階以外の方	69,380円 (基準額)
第6段階 ×1.20	第6段階 ×1.20	○本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	83,250円
第7段階 ×1.30	第7段階 ×1.30	○本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	90,190円
第8段階 ×1.50	第8段階 ×1.50	○本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	104,070円
第9段階 ×1.70	第9段階 ×1.70	○本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	117,940円
第10段階 ×1.85		○本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	128,350円
第11段階 ×2.00		○本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の方	138,760円

(注) 第1段階から第3段階の保険料基準額に対する割合について、公費負担による軽減を図っています。

※「合計所得金額」とは、前年中の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）。

第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。